明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第四十八条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（量子放射線研究推進室）

第五十条　研究開発基盤課に、量子放射線研究推進室を置く。

2　量子放射線研究推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）に関する事務のうち中性子線施設の共用の促進に係るものに関すること。

二　基盤的研究開発に関する事務のうち量子の研究に係る科学技術（研究振興局の所掌に属するものを除く。）及び放射線発生装置に係るものに関すること。

三　放射線の利用に関する研究開発に関すること（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。

四　放射性同位元素の利用の推進に関すること。

3　量子放射線研究推進室に、室長及び量子ビーム利用推進専門官一人を置く。

4　量子ビーム利用推進専門官は、光子、イオン、電子、中性子等のビームの利用の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（評価・研究開発法人支援室及び企画官）

第四十八条　企画評価課に、評価・研究開発法人支援室及び企画官一人を置く。

2　評価・研究開発法人支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する研究開発の評価一般に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響の評価に関し、評価を行うことその他の措置に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三　科学技術に関する制度一般に関する基本的な政策（研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。）の研究開発能力の強化及び研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化の効率的推進に資するものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関すること。

四　独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の庶務に関すること。

3　評価・研究開発法人支援室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、企画評価課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　削除

第五十五条の見出し中「基礎研究推進室」の下に「及び素粒子・原子核研究推進室」を加え、「及び研究交流管理官」を削り、同条第一項中「基礎研究推進室」の下に「及び素粒子・原子核研究推進室」を加え、「及び研究交流管理官それぞれ」を削り、同条中第五項を削り、第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4　素粒子・原子核研究推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基盤的研究開発に関する事務のうち素粒子科学技術及び原子核科学技術に係るものに関すること。

二　独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究のうち素粒子科学技術及び原子核科学技術に係るものに関すること。

三　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が設置する大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

5　素粒子・原子核研究推進室に、室長及び加速器科学専門官一人を置く。

6　加速器科学専門官は、加速器科学における学術研究の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条　削除

第五十九条を次のように改める。

第五十九条　削除

第六十一条を次のように改める。

（計算科学技術推進企画官、学術基盤整備企画官、情報科学技術推進官、ナノテクノロジー推進専門官、元素戦略専門官及び情報研究推進専門官）

第六十一条　研究振興局に、計算科学技術推進企画官、学術基盤整備企画官、情報科学技術推進官、ナノテクノロジー推進専門官、元素戦略専門官及び情報研究推進専門官それぞれ一人を置く。

2　計算科学技術推進企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち計算科学技術に関する研究開発に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

3　学術基盤整備企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学術に関する情報処理の高度化その他の学術基盤の整備に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

4　情報科学技術推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち情報科学技術に関する研究開発の推進に係る専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

5　ナノテクノロジー推進専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちナノテクノロジーに関する研究開発の推進に係る専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

6　元素戦略専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち希少な元素の代替及び循環に関する研究開発の推進に係る専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

7　情報研究推進専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち情報に関する学術研究の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に関するものを助ける。

「第二款　科学技術政策研究所」を「第二款　科学技術・学術政策研究所」に改める。

第七十九条中「科学技術政策研究所に」を「科学技術・学術政策研究所組織規則」に改める。

（科学技術政策研究所組織規則の一部改正）

第二条　科学技術政策研究所組織規則（昭和六十三年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

科学技術・学術政策研究所組織規則

本則中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に、「科学技術基盤調査研究室」を「科学技術・学術基盤調査研究室」に改める。

第五条第十号中「科学技術」の下に「及び学術」を加える。

第六条第三号中「及び資源の総合的利用」を削り、同条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること。

五　資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の刊行に関すること。

第七条中「及び資源の総合的利用」を削り、同条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること。

三　資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること。

第七条に次の二号を加える。

五　学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。

六　資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。

第十条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（科学技術・学術基盤調査研究室の所掌に属することを除く。）。

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）（配送料別）